

保険・年金 フォーカス

PRA(英国)やACPR(フランス)が 2025年の監督・政策上の 優先事項や作業プログラムを公表

客員研究員 中村 亮一
E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

英国のPRA（健全性規制機構）が、2025年1月9日に保険会社のCEO宛の書簡¹の中で、保険監督における2025年の優先事項について説明している。また、フランスのACPR（健全性監督破綻処理機構）も、2025年1月20日に2025年の作業プログラムを公表²している。

今回のレポートは、これらのPRAやACPRの2025年における保険監督上の優先事項や作業プログラムの概要について、報告する。

2—PRAの保険監督上の2024年の優先事項

PRAの保険監督のエグゼクティブディレクターであるGareth Truran氏とディレクターであるShoib Khan氏は、2025年1月9日に保険会社のCEO宛の書簡の中で、保険監督上の2025年の優先事項について説明している。

これによると、全ての保険会社を対象とするものとしては、ソルベンシーUKの実施及びその他の政策改革、ソルベント・エグジット計画、オペレーショナル・レジリエンス、サイバーセキュリティ、気候変動リスク、さらには流動性レジリエンスに関するテーマ等が挙げられ、その他に、生命保険会社に対しては、積立型再保険や生命保険ストレステスト、損害保険会社に対しては、市場の循環性に加えて、自然災害とサイバー引受けリスクの項目が挙げられている。

各項目の概要は、以下の通りとなっている。

ソルベンシーUKの実施及びその他の政策改革³については、この改革を通じて、①活気があり、革

¹ [Letter from Gareth Truran and Shoib Khan – Insurance Supervision: 2025 priorities | Bank of England](#)

² [L'Autorité de contrôle prudentiel et de résolution présente son programme de travail pour l'année 2025 | Autorité de contrôle prudentiel et de résolution](#)

³ 英国におけるソルベンシーIIのレビューの結果としてのソルベンシーUKの内容については、基礎研レポート「[英国におけるソルベンシーIIのレビューを巡る動向（その8）—2024年における動き（Brexit後の4年間の取組みが最終化）](#)」（2024.12.3）で報告した。

新的で、国際競争力のある保険セクターの促進、②保険契約者保護と会社の安全性・健全性の確保、③成長を支えるための長期投資の支援、という目的の達成を目指す。具体的には、例えば MA（マッチング調整）改革に関しては、①新しい MA 認可チームの設置、②National Wealth Fund（NWF）⁴との協働や新しい MA 投資アクセラレーターの開発を含む、MA 改革の最大限活用を支援するための措置の検討を行う。なお、PRA は「新しい改革がどのように適用されるかについて、企業と協働する用意がある。」と述べている。

ソルベント・エグジット計画については、2026 年 6 月 30 日から、保険会社に対して新たな政策要件が施行されることにより、殆どの保険会社は、必要に応じて秩序あるソルベント・エグジットを実現する能力をカバーするソルベント・エグジット分析（SEA）と呼ばれる計画を準備することが求められる。2025 年には、政策声明 PS20/417（ソルベント・エグジット計画）⁵に基づき、保険会社との協働を開始し、実施に先立って PRA の期待に対する理解を得られるように支援していく。

オペレーショナル・レジリエンスについては、会社は 2025 年 3 月までに、深刻ではあるがもっともらしい混乱が発生しても、全ての重要なビジネスサービスの影響が許容範囲内にとどまることができるとを示せなければならない⁶。また、会社が主要なアウトソーシングや第三者のリスク管理プロバイダーに対する強固な監視を維持していくことを期待すると述べている。

サイバーセキュリティについては、保険会社に対して、CBEST⁷のテーマ別報告書を活用して自社のサイバーレジリエンス能力を強化し、2025 年後半に公表される最新のサイバーストレステストのテーマ別調査結果に留意することを奨励する。また、保険業界のサイバーレジリエンス能力をさらに強化するため、PRA は ICT（情報通信技術）とサイバーリスクの管理に関する政策について、2025 年後半に FCA（金融行動監視機構）との協議を開始する。

気候変動リスクに関しては、保険会社は気候変動リスクへの対応についての PRA の期待をまだ十分に組み込んでおらず、特にシナリオ分析とリスク管理については、さらなる進展が必要である、としている。PRA は、物理的な気候リスクが最も重要な会社への関与を継続し、気候関連の財務リスク管理の改善に向けた会社の進捗を支援するため、監督声明 SS3/19（気候変動による金融リスクの管理に対する銀行と保険会社のアプローチの強化）⁸の改訂について協議する。

流動性レジリエンスについては、LDI（Liability-Driven Investment）危機を含む近年の市場流動性ストレスを受けて、英国の大手保険会社の流動性ポジションに重点を置いている。今後 1 年間は、流動性報告の改善、イングランド銀行のノンバンク向けの新たな担保付き融資ファシリティへの関連保険会社の加入促進、保険会社の流動性リスク管理に関するテーマ別レビューのフォローアップに重

⁴ 以前の UK Infrastructure Bank。財務省（HM Treasury）により 100%所有されているが、運営面では独立している。

⁵ PRA は、2024 年 12 月 18 日に、保険会社のソルベント・エグジット計画に関する監督声明と政策声明を公表している。
[SS11/24 – Solvent exit planning for insurers | Bank of England](#)
[PS20/24 – Solvent exit planning for insurers | Bank of England](#)

⁶ 以下の監督声明「SS1/21 運用の回復力: 重要なビジネスサービスへの影響許容度」に基づく。
<https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/publication/2021/march/operational-resilience-impact-tolerances-for-important-business-services-ss>

⁷ CBEST（Cyber Security Testing Framework）は、2014 年にイングランド銀行（BoE）によって確立された、英国の金融サービス組織向けにカスタマイズされた重要な枠組み

⁸ <https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/publication/2019/enhancing-banks-and-insurers-approaches-to-managing-the-financial-risks-from-climate-change-ss>

点を置く⁹。

積立型再保険 (Funded Reinsurance) については、BPA (バルク年金) 市場の急速な成長に伴い、BPA 取引の構造と複雑さが進化していることに伴い、PRA は、長期の価格固定、受託者解約オプション等の特徴の変化に、会社のリスク管理とコントロールの枠組みが対応できるように期待している。2024 年 7 月の監督声明¹⁰で示された積立型再保険の利用に関する期待に関わらず、期待に反して特定されたギャップがあり、会社がこれに対処する上で急速に進展することを期待している。PRA は「会社が、我々の目的に向けて積立型再保険がもたらすリスクを軽減するために必要なリスク管理慣行(慎重な限度額の設定を含む)を達成していないと我々が考える場合、我々は、これらのリスクに対処するために我々の権限をさらに活用することを検討する。」と述べている。

なお、積立型再保険等の取引については、こうした取引に伴う潜在的リスクや生命保険業界と PE (プライベートエクイティ) 市場等との相互関連性がグローバルにも注目されてきている。これについては、保険年金フォーカス「[再保険に関する監督・規制を巡る最近の動向－資産集約型再保険の拡大と PE 会社の保険セクターへの関与－](#)」(2024.10.4)で報告した。その後も、イングランド銀行は、2024 年 11 月 29 日に公表された金融安定性報告書¹¹において「第 8 章 焦点 -PE と生命保険セクターの交差点における新たな脆弱性」との章を設けて分析を行っている。また、米国の FSOC (金融安定監督評議会) は、2024 年 12 月 6 日に公表した 2024 年の Annual Report¹²の中でオフショア再保険取引の問題を取り上げている。IAIS (保険監督者国際機構) も GIMAR (グローバル保険市場報告書) でこれらの状況を調査・報告してきており、2025 年 3 月には生命保険セクターの構造的変化に関する論点報告書の公表・公開協議が予定されている。一方で、BMA (バミューダ金融庁) も 2024 年 12 月 16 日に「資産集約型再保険の進展」との報告書¹³で、バミューダにおける PE 保険会社の監督と規制に対するアップデートについて報告している。

生命保険ストレステスト (Life Insurance Stress Test : LIST) には、積立型再保険の回収シナリオが含まれている。PRA は初めて、主要な年金保険会社 11 社の個別結果を公表し、利害関係者に会社のレジリエンスの追加的な尺度を提供する。

2025 年の LIST については、2024 年 7 月 10 日、アプローチ文書が公表され、2025 年 1 月 16 日には、シナリオ仕様書、指示書、データテンプレート、結果と準備の基礎レポートの要件が公表¹⁴された。保険会社は 2025 年 6 月までに結果を提出する必要がある。

損害保険会社に対しては、PRA は引受・引当 (準備金積立) サイクルの各時点に留意し、価格設定状況の変化に引き続き注意を払うことを期待している。2024 年は、世界的に自然災害による損失が引き続き高水準で、地政学的リスクが依然として高く、サイバー脅威の状況は常に進化していた。これ

⁹ 保険会社の流動性リスク管理については、以下の監督声明 SS5/19 で PRA の期待が示されている。

<https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/publication/2019/liquidity-risk-management-for-insurers-ss>

¹⁰ <https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/publication/2024/july/letter-ss524-funded-reinsurance-implementation-approach>

¹¹ <https://www.bankofengland.co.uk/financial-stability-report/2024/november-2024>

¹² <https://home.treasury.gov/system/files/261/FSOC2024AnnualReport.pdf>

¹³ <https://www.bma.bm/pdfview/9903>

¹⁴ [Life Insurance Stress Test \(LIST\) 2025 | Bank of England](#)

らの不確実性やその他の継続的な不確実性を考慮して、保険会社は 2025 年も引当基準の妥当性と引受規律の維持に焦点を当てるべきである。また、一部の会社が、内部モデルにおける将来の収益性について過度に楽観的な前提を置いていることを課題視している。サイバー引受リスクは 2025 年も引き続き PRA の焦点であり、新たなサイバー引受リスク報告データの分析を含む作業が計画されている。

なお、2024 年に予定されていたダイナミック損害保険ストレステスト（Dynamic General Insurance Stress Test : DyGIST）については、損害保険会社が新しいソルベンシー UK 規制報告書を準備する際の負担を軽減し、PRA のリソースのより効率的な使用を可能にするため、2025 年 5 月の開始予定に延期された。

今後、生命保険のストレステストは 2025 年から 2 年ごと、損害保険のストレステストは 2026 年から 2 年ごとに実施されることになる。

附属書: 2025年PRA主導の会社間優先作業の要約

保険業界の進化	影響を受けるセクター
ソルベンシーUKの実施及びその他の政策改革 PRAは、ソルベンシーUKの改革が確実に実施され、組み込まれることを優先する。PRAは、ISPV(保険特別目的事業体)に関する最終政策を発表する。	改革の様々な要素から恩恵を受ける全ての会社
積立型再保険 PRAはSS5/24を公表しており、我々はその期待に対する会社の自己評価を評価した。積立型再保険の回収シナリオは2025年のLISTに含まれる。我々は、これらのリスクに対処するために我々の権限の使用を検討する。	出再者として積立型再保険契約を締結又は保有する生命保険会社
損害保険市場の循環性 会社は、価格設定条件の潜在的な変化に引き続き警戒する必要がある。自然災害とサイバー引受リスクは、引き続きPRAの優先事項である。	全ての損害保険会社
レジリエンスの評価と維持	影響を受けるセクター
ストレステスト LIST 2025の実施により、英国の生命保険セクターで事業を展開する大手会社の財務的レジリエンスに関する貴重な洞察が得られ、個々の会社の業績と集計結果が開示される。	LIST 2025の対象となる会社
流動性 PRAは、全ての利害関係者からの流動性報告提案に関するフィードバックを歓迎する。PRAは、適格な保険会社がCNBF(偶発ノンバンク金融機関レポファシリティ)を早期に申請することを奨励する。	CP19/24 ^(※) の変更の対象となる会社及びCNRFの対象となる会社
保険会社のソルベント・エグジット計画 PRAは、PS20/24の対象となる保険会社との協力を開始し、PRAの期待に対する理解を支援する。	全ての会社(アプローチに比例原則を適用)
オペレーショナル・レジリエンス、サイバーセキュリティ、アウトソーシング PRAは、保険会社が2025年3月の期限に向けて、重要なビジネスサービスのオペレーショナル・レジリエンス強化に向けた取り組みを継続することを期待している。PRAは、取締役会とSMF(上級管理機能)が変革の過程から生じるリスクを監視し、適切な基準とベンダーのベストプラクティスを使用することを期待している。	全ての会社(アプローチに比例原則を適用)
気候 会社はまだPRAの気候に関する期待を完全には組み込んでおらず、シナリオ分析とリスク管理のさらなる進展が必要となる。PRAはSS3/19の改訂について協議する。	全ての会社(アプローチに比例原則を適用)

(※) 協議文書CP19/24(流動性報告のギャップの解消、標準式報告の合理化)

(出典) PRAのGareth Truan氏とShoib Khan氏の書簡に基づいて、筆者が翻訳及び追記して作成。

なお、過去の年度の監督上の優先事項としては、以下の項目が挙げられていた。

これによれば、基本的には、オペレーショナル・レジリエンス、積立型再保険、ストレステスト、流動性、サイバーリスク、気候リスク等、2024 年からの項目が引き続き挙げられている。

2024 年

1. 経済環境（信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・レジリエンス、撤退の緩和）
2. 生命保険部門の拡大（リスク管理能力、積立型再保険、LIST、規制改革）
3. 損害保険部門、準備金（サイバー引受けリスク、保険金請求インフレ、モデル・ドリフト、GIST（損害保険ストレステスト））
4. その他の重点分野（気候リスクから生じる財務リスク）

2023 年

1. 財務上のレジリエンス
2. リスク管理
3. 金融改革の実施
4. 再保険リスク
5. オペレーショナル・レジリエンス
6. 保険会社の撤退のしやすさ
7. その他の重点分野

その他の重点分野としては、「非自然カタストロフィリスク」、「気候変動から生じる金融リスク」、「多様性、公平性及び包摂性（DE&I）」、「監督上のアプローチ」が挙げられていた。

2022 年

1. 財務上のレジリエンス
2. オペレーショナルリスクとレジリエンス
3. 気候変動から生じる金融リスク
4. 規制の変更
5. 英国で認可を求める第三国の支店
6. ダイバーシティ&インクルージョン

3—ACPR の 2025 年の作業プログラム

フランスの ACPR（健全性監督破綻処理機構）は、2025 年 1 月 20 日に、2025 年の作業プログラムを公表した。ACPR の業務分野は、フランス銀行（Banque de France）と共同で実施され、2024 年 12 月に金融安定性報告書で公表されたフランス金融システムのリスク評価に基づいている。また、SSM（単一監督メカニズム）、CRU（Conseil de résolution unique：単一破綻処理委員会）¹⁵、EBA

¹⁵ 英語で「Single Resolution Board（SRB）」と呼ばれる。破綻銀行の秩序だった破綻処理を確保し、参加する EU 諸国

(欧州銀行監督局) 及び EIOPA (欧州保険年金監督局) の監督上の優先事項も統合されている。

ACPR 事務局長の Nathalie Aufauvre 氏は、「2024 年、不確実な経済的及び政治的状况に直面して、銀行と保険会社はレジリエンスを示した。この堅実さは、欧州とフランスで実施されている健全性の枠組みが有効であることを証明する一方、2025 年は大西洋全域で規制が緩和される可能性など、新たな不確実性を抱えて始まる。この環境において、ACPR は監督モデルの基本を維持しながら、リスクベースのアプローチと簡素化を規制業務と行動の中心に据える。従来のリスクの監視を超えて、DORA (デジタルオペレーショナルレジリエンス法) の段階的発効、気候リスクに関する取り組みの継続、暗号資産の LCB-FT (又は AML-CFT) ¹⁶ の監督、及び非仲介型又は分散型金融など、私たちのプロジェクトは数多くある。」と述べている。

具体的な項目としては、**監督カレッジ**と**破綻処理カレッジ**について、それぞれ以下の項目が挙げられている。各項目のうち、主として保険に関係する項目について、抜粋して報告する。

監督カレッジは、以下の 4 つの主要業務を定めて、採択している。

1. 不確実な政治、経済、金融環境において、金融セクターの健全性を確保する

増大する地政学的リスクに直面して、国際情勢の動向を監視する。マクロ金融の伝染リスクに注意を払い、市場や商品の変動に関連した金融リスクを評価する。暗号資産の開発とそれに関連するリスクも ACPR によって調査される。

ACPR は、金融機関が資産価格や金利スプレッドの高いボラティリティの影響にさらされる可能性を注意深く監視する。

保険セクターでは、金利リスクと資産と負債のデュレーションギャップの管理を引き続き注意深く監視する。経済状況に最も影響を受けやすい保険会社、特に建設保険や信用保険を専門とする保険会社に注意を払う。

生命保険では、2024 年に支払われる報酬・リターンの変化を調査し、中期的なものも含め、保険料収入の推移とそれらが保険会社のソルベンシーと流動性に及ぼす影響を引き続き監視する。損害保険では、保険会社のコミットメントのモデル化においてインフレが確実に考慮されていることを確認する。

また、金融セクター、特にノンバンク金融機関 (NBFI) との相互接続に関連するリスクをより適切に考慮するために、ACPR はフランス銀行及び AMF¹⁷と協力して、継続的な監視をしていく。

2. リスクベースのアプローチを開発し、監督と規制を簡素化するための作業を実行する

ACPR はリスクベースのアプローチを強調し、ACPR の責任下にある監督分野を簡素化する。実効性を高めることを目的としたこのアプローチによれば、監督当局の優先順位、金融機関のリスクプロファイル、及び監督対象金融機関が破綻した場合の影響に応じて、管理手法を調整する。将来の監督

及びその他の国の実体経済及び財政への影響を最小限に抑える役割を有している欧州銀行連合の破綻処理機関

¹⁶ LCB-FT (Lutte Contre le Blanchiment de capitaux et le Financement du Terrorisme,) 又は AML-CFT (Anti-Money Laundering and Countering the Financing of Terrorism) は、マネーロンダリング及びテロの資金調達防止への闘いを意味しており、マネーロンダリングとテロ資金供与を防止すること目的とした一連の法律と規制。

¹⁷ AMF は、フランスの貯蓄、投資家の情報、金融市場の適切な機能の保護を監督する独立機関

ツールや管理手法の開発には、引き続きイノベーションが活用される。そのために、ACPR はデータの質を向上させ、データを最大限に活用するよう努める。

3. セクターをサポートし、構造的な脆弱性を積極的に軽減する

保険セクターについては、ソルベンシー II 指令の改正と、保険会社及び再保険会社の再建・破綻処理に関する規定も注意深く監視される。

ACPR は、気候変動問題にコミットし、気候変動問題に直面する金融機関の戦略を決定する上で重要な役割を果たす移行計画の策定努力を継続する。ACPR は、2024 年にフランスの保険会社を対象として実施されたストレステスト（特に、物理的リスクと保険性）の結論と、欧州金融システム全体を対象とした「Fit for 55」¹⁸テストの結論を監視する。

ACPR は、特にデジタル化の進展を背景に、監督する金融機関のビジネスモデルのパフォーマンスを監視する。また、金融コングロマリットを監視し、その構造と業績のレジリエンスを分析する。保険分野では、アウトソーシングの利用や 1 層以上の仲介に関連するリスクを注意深く監視し、特に、リスク・キャリアがバリューチェーン全体を適切にコントロールできるようにし、経済的均衡を評価する。

新技術に関連するリスクは引き続き注意深く監視する。サイバーリスクの予防を強化し、IT サービス・プロバイダーの管理を強化するため、DORA の実施を優先する。同時に、ACPR は業務上のリスク（AI を使用したアプリケーションや不十分なデータ品質に関連するリスク等）を監視する。

4. 不正行為リスクと LCB-FT システムの監督を強化する

個人保護の観点から、当局は AMF や公的機関と協力して金融詐欺を防止する取り組みを継続する。銀行及び保険商品の設計とマーケティングにおける顧客の利益を尊重することは、常に注目すべき点となる。損害保険については、特にアフィニティやパラバンキングなど付加価値の低い商品が詳細な分析の対象となる。生命保険に関しては、当局は、この分野における業界のコミットメントに従い、特に販売される口座単位の費用対効果に照らして、経済的利益（バリュー・フォー・マネー）に関する取り組みを継続する。

破綻処理カレッジは、以下の 3 つの優先事項を特定して、採択している。

1. CRU（単一破綻処理委員会）の 2028 年戦略に参加する

ACPR は、新しいツールの導入を、破綻処理部門のダイナミクス、特に現場検査ミッションの開始に統合する。

2. 保険破綻処理における ACPR の専門知識を強化する

保険破綻処理における権限の一環として、またこのテーマに関する専門知識を強化するために、保険当局は、2024 年 4 月に欧州議会が決定した保険組織の再建・破綻処理に関する欧州指令 IRRD（保険再建破綻処理指令）の実施の準備を引き続き進めていく予定である。

¹⁸ 2030 年までに温室効果ガス排出量を 55%削減するために EU で策定された気候変動政策パッケージ

3. ACPR の影響力戦略を継続する

ACPR は、特に銀行部門（分離可能性とグループ内支援メカニズムに関する作業の開始）、保険部門（単一又は複数のエントリーポイント戦略）、金融コングロマリット部門における新たな水平的分析によって、その影響力戦略を追求する。

なお、2024 年においては、破綻処理カレッジについては、同様な優先事項が掲げられていたが、監督カレッジの主要な作業プログラムとしては、以下の項目が挙げられていた。

1. マクロ経済・金融・地政学的リスクに直面する銀行・保険セクターの安全性と健全性の維持・強化
2. 構造的な脆弱性に対処し、新たなリスクや発生途上のリスクの特定、予防、監督に積極的に取り組む
3. 不正行為リスクの特定と是正、質の高い LCB-FT¹⁹システムの維持
4. ACPR の近代化と効率化の継続及びフランス銀行の戦略的計画への貢献

その中で、特に保険に関するテーマとしては、以下が挙げられていた。

- ・金利リスクと資産・負債のデュレーションギャップの管理を引き続き注意深く監視する。
- ・生命保険では、2023 年に向けて支払われるリターンの変更、特に貯蓄者にとって魅力的なリターンを維持するために、近年積み立てられた利益配分準備金の段階的な再配分を検討する。
- ・2023 年に抑制されている生命保険の解約の動向と、それが保険会社のソルベンシーと流動性に及ぼす影響を監視する。
- ・損害保険では、保険会社の収益性ととともに、負債のモデリングにおいてインフレがどのように考慮されているかについても検討する。
- ・(信用リスクに関係して) 経済情勢の影響を最も受けやすい組織、特に保証会社部門（信用保険、完済保証）、及び保険料の下落の影響を受ける可能性のある医療・年金保険部門に警戒が集中する。
- ・2024 年には、保険会社を対象とした第 2 回気候ストレステストの実施の結果とこのガバナンスに関する作業が公表される予定である。
- ・ソルベンシー II 指令及び保険・再保険会社の再建・破綻処理に関する指令の改正のための実施文書など、国際レベルで進行中の規制作業を引き続き監視する。
- ・銀行商品と保険商品の設計とマーケティングが顧客の利益を尊重することを保証する。生命保険と損害保険においては、顧客にとっての商品の経済的利益（バリュー・フォー・マネー）と、適用される手数料の水準に細心の注意を払う。

したがって、2025 年においては、基本的には 2024 年における主要な作業プログラムが引き続き採用されているが、「ACPR の近代化と効率化の継続及びフランス銀行の戦略的計画への貢献」に代わって、「リスクベースのアプローチを開発し、監督と規制を簡素化するための作業を実行する」が大きい。

¹⁹ LCB-FT (Lutte Contre le Blanchiment de capitaux et le Financement du Terrorisme) は、マネーロンダリング及びテロの資金調達防止への闘いを意味しており、マネーロンダリングとテロ資金供与を防止すること目的とした一連の法律と規制。

なテーマとして取り上げられており、リスクベースのアプローチを開発しつつも、金融業界の負担等を考慮した監督・規制の簡素化への取組みに注力することを述べている。

保険においては、引き続き、「金利リスクと資産・負債のデュレーションギャップの管理を引き続き注意深く監視する。」としており、気候変動やデジタル化の進展や新たなテクノロジーに関連してのサイバーリスクへの対応強化が掲げられている。

4—まとめ

以上、今回のレポートでは、PRA や ACPR の 2025 年における監督・規制上の優先事項や作業プログラムについて、報告してきた。

今回のレポートで報告した PRA や ACPR の監督・規制上の優先事項や作業プログラムが掲げている課題の多くについては、EIOPA が公表している 2025 年の作業プログラム²⁰における課題を含めて、基本的には世界各国の保険業界に共通する課題であり、そのためグローバルレベルでの IAIS（保険監督者国際機構）においても、同様のトピックに関する検討が行われてきている。

これらの課題は、日本の保険会社にとっても極めて重要な課題であることから、これらの検討を巡る動向等については、今後も引き続き注視していくこととしたい。

以 上

²⁰ [Final Single Programming Document 2025-2027](#)